

## 福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市地域まちづくり推進要綱第9条の規定に基づく「公開空地等活用計画」について、必要な事項を定めることにより、公開空地等を活用したまちの賑わいづくりを推進し、快適で魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「公開空地等」の定義は、以下に定めるところによる。

公開空地等 次に掲げる区域又は敷地において日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間

- (1) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域
- (2) 建築基準法第59条の2第1項又は第86条第3項若しくは第4項の規定により、特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地
- (3) 都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域
- (4) 都市計画法第8条第3項第2号に規定する高度利用地区の区域
- (5) 都市計画法第8条第4項第1号に規定する特定街区の区域

### (公開空地等活用計画の登録)

第3条 推進要綱第9条第1項の規定による公開空地等活用計画の登録を受けようとする地域まちづくり協議会は、公開空地等活用計画登録申請書(様式第1号)及び公開空地等活用計画の案を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1) 活用する公開空地等における登録の有効期間中の活用の内容を記した運営計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・公開空地等活用計画の目的及び活用の方針(対象となるイベント等の選定基準)</li><li>・公開空地等ごとに、公開空地等の種類、活用面積、行為(活動内容)、実施内容及び実施時期等を記載すること。</li><li>・まちづくり協力金の徴収及び活用の方針</li><li>・イベント開催にかかる各種届け出等に関すること</li></ul>
(2) 土地及び建物の登記事項証明書等活用する公開空地等を所有、又は管理する者が確認できる書類	
(3) 活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類(申請者が公開空地等を所有、又は管理する者でない場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公開空地等の所有者又は管理者からの同意書</li></ul>
(4) 公開空地等活用計画の概要	

- 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、当該公開空地等活用計画の案が推進要綱第9条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、公開空地等活用計画として登録し、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。
- 4 前項の通知（第4条第2項及び第5条第2項において準用する場合を含む。）は、公開空地等活用計画登録等通知書（様式第2号）により行う。
- 5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに公開空地等活用計画登録簿（様式第3号）を作成する。
- 6 推進要綱第9条第3項に規定する公表は、福岡市ホームページ等に次に掲げる事項を掲載して行うものとする。
  - (1) 団体名
  - (2) 代表者氏名
  - (3) 公開空地等活用計画の概要
  - (4) 登録年月日及び登録期間

（公開空地等活用計画の登録の変更）

- 第4条 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に変更（次に掲げるもの（第3項において「軽微な変更」という。）を除く。）を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 公開空地等活用計画の名称の変更
  - (2) 現況図、現況データ等の変更
  - (3) その他市長が認めるもの
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた内容を証する書類」と読み替えるものとする。
- 3 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（公開空地等活用計画の登録期間の延長）

- 第5条 推進要綱第9条第3項に規定する公開空地等活用計画の登録期間の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、公開空地等活用計画登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第3条第3項による公開空地等活用計画の登録を行った日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を延長することができる。

(公開空地等活用計画の登録の廃止及び取消し)

第6条 推進要綱第9条第3項に基づき登録の廃止をしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、地域住民、自治協議会等への周知及びその意向を確認した上で、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の内容に虚偽が判明した場合は、公開空地等活用計画の登録を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の届出を受けた場合及び前項の規定による公開空地等活用計画の登録の取消しを行う場合は、公開空地等活用計画登録等通知書(様式第2号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(まちづくり協力金)

第7条 地域まちづくり協議会は、まちの賑わい創出と魅力づくりを推進し、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりを行うため、公開空地等活用計画に記載する事業の事業者から、当該事業の収益の一部をまちづくり協力金として受け取り、自らが行うまちづくり活動に係る経費に充てることができる。

(実施計画)

第8条 地域まちづくり協議会は、第3条第3項の登録を受けた時は速やかに、公開空地等活用計画を踏まえ、当該年度の実施計画を市長へ提出し、以降毎年3月31日までに次年度の実施計画を市長へ提出しなければならない。

2 前項に掲げる実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 要綱に基づく公開空地等の活用の予定
- (2) まちづくり協力金の徴収予定額及びその活用の予定

(活動実績)

第9条 地域まちづくり協議会は、公開空地等活用計画に基づく前年度の活動実績を速やかに市長へ報告するとともに、公表するものとする。

2 前項に定める報告は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 公開空地等活用計画に基づく公開空地等ごとの活用の実績
- (2) まちづくり協力金の徴収額及びその活用の実績

(公表)

第10条 市長は、第3条の公開空地等活用計画の登録又は第4条から第6条までの規定による公開空地等活用計画の登録の変更、延長、廃止若しくは取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(施行期間)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。